

給与所得とふるさと納税(ワンストップ特例制度)をした方

条件

本人(45歳)、妻(43歳)、長男(18歳)、次男(17歳)、母(72歳・別居)
配偶者、子2人、母の所得なし

給与収入	6,500,000円
社会保険料	631,752円
旧生命保険料支払金額	54,000円
介護医療保険料支払金額	115,000円
旧個人年金保険料支払金額	204,000円
地震保険料支払金額	50,000円

平成27年4月にワンストップ特例制度を活用して、50,000円を寄付(ふるさと納税)

所得計算

給与収入6,500,000円 \div 4=1,625,000円(千円未満端数切り捨て)

1,625,000円 \times 4 \times 80%-440,000円=4,760,000円

※計算方法の詳細は「所得一覧」をご覧ください。

所得控除計算

社会保険料控除	631,752円
生命保険料控除	70,000円 ※1
地震保険料控除	25,000円 ※2
配偶者控除	330,000円
扶養控除(一般2人)	660,000円
(老人扶養)	380,000円
+基礎控除	430,000円
所得控除合計	2,526,752円

※1 生命保険料控除計算方法

旧生命・旧個人年金

支払った保険料54,000円 \times 1/4+17,500円=31,000円①

支払った保険料が70,000円超の場合は、一律35,000円②

介護医療保険料

支払った保険料が56,000円超の場合は、一律28,000円③

生命保険料控除額は、①・②・③それぞれの控除額の合計額(限度額70,000円)

※計算方法の詳細は「控除一覧」をご覧ください。

※2 地震保険料控除計算方法

地震保険

支払った保険料50,000円以下 支払った保険料 \times 1/2

支払った保険料50,000円超 一律25,000円

課税所得金額

総所得金額	4,760,000円
ー所得控除額	2,526,752円
	2,233,248円 ⇒ 2,233,000円(千円未満の端数)

所得割額

調整控除前の市民税所得割額 課税総所得金額2,233,000円 × 税率6% = 133,980円

調整控除前の県民税所得割額 課税総所得金額2,233,000円 × 税率4% = 89,320円

調整控除額

合計課税所得金額が200万円超のため、
[人的控除の差の合計額300,000円 - (市・県民税の合計課税所得金額2,233,000円 - 2,000,000円) × 5% (市民税3%、県民税2%)] が控除額となります。

市民税に係る調整控除額 67,000円 × 3% = 2,010円

県民税に係る調整控除額 67,000円 × 2% = 1,340円

調整控除後の市民税所得割額 133,980円 - 2,010円 = 131,970円

調整控除後の県民税所得割額 89,320円 - 1,340円 = 87,980円

ふるさと納税寄附金税額控除額の算出

税額控除額を算出するにあたり、総所得金額の30%に相当する金額及び寄附金合計額を求め方を算出元金額とします。

総所得金額等(4,760,000円) × 30% = 1,428,000円

寄附金合計額 = 50,000円

よって50,000円が算出元金額となります。

基本控除分

(寄附金額50,000円 - 2,000円) × 10% が基礎控除分(市民税3/5、県民税2/5)となり

市民税基本控除分 48,000円 × 10% × 3/5 = 2,880円

県民税基本控除分 48,000円 × 10% × 2/5 = 1,920円

特例控除分

(寄附金額50,000円 - 2000円) × (90% - 5%(所得税適用税率) × 1.021) が特例控除分(市民税3/5、県民税2/5)となります。

市民税特例控除分 48,000円 × 0.84895 × 3/5 = 24,450円

県民税特例控除分 48,000円 × 0.84895 × 2/5 = 16,300円

特例控除分は所得割額(調整控除を差し引いた後の金額)の20%が上限となりますが、その上で40,750円(24,450円 + 16,300円)となります。

申告特例控除分(特例申請制度 = ワンストップ特例制度を利用した場合)

(寄附金額50,000円-2,000円)×(所得税率5%×1.021)が申告特例控除分(市民税35)となります。特例申請を行わず、確定申告をした場合は、所得税から控除されます。

市民税基本控除分 $48,000円 \times 0.05105 \times 3 / 5 = 1,470円$
県民税基本控除分 $48,000円 \times 0.05105 \times 2 / 5 = 980円$

ふるさと納税寄附金税額控除

市民税分 $2,880円 + 24,450円 + 1,470円 = 28,800円$
県民税分 $1,920円 + 16,300円 + 980円 = 19,200円$
合計48,000円が市・県民税の所得割額から控除されます。

※注意※

- ①所得税の適用税率は、課税総所得金額が1,858,000円なので5%となります。
- ②特例控除分は所得割額(調整控除を差し引いた後の金額)の20%が上限となります。
- ③平成26年度から令和20年度までは復興特別所得税率2.1%が加算されます。

ふるさと納税寄附金税額控除後の市民税所得割額

$131,970円 - 28,800円 = 103,170円 \Rightarrow 103,100円$ (100円未満端数切り捨て)

ふるさと納税寄附金税額控除後の県民税所得割額

$87,980円 - 19,200円 = 68,780円 \Rightarrow 68,700円$ (100円未満端数切り捨て)

均等割額	市民税3,500円 県民税2,500円
市民税額	均等割額3,500円+所得割額103,100円=106,600円
県民税額	均等割額2,500円+所得割額68,700円=71,200円
年税額	市民税106,600円+県民税71,200円=177,800円



数切り捨て)

円

}

2, 000, 000円)}

), そのうちの低い

ます。

分(市民税3/5、

限範囲内であるの

／5、県民税2／

円